チ　昭和23年文部省告示第47号第20号から第24号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の４月１日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して13年を経過していないもののうち、試験年度の10月１日における年齢が18歳以上のもの リ　昭和23年文部省告示第47号第25号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して13年を経過していないもの又は試験年度の９月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の10月１日における年齢が18歳以上のもの ヌ　（略） ４・５　（略）	チ　昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の４月１日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して13年を経過していないもののうち、試験年度の10月１日における年齢が18歳以上のもの リ　昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して13年を経過していないもの又は試験年度の９月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の10月１日における年齢が18歳以上のもの ヌ　（略） ４・５　（略）

２　この決定による改正は、令和８年６月10日から効力を発生する。

人事院公示第 24 号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）第８条第３項の規定に基づき、平成26年人事院公示第22号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年６月 10 日

人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第４

種類ごとの名称	区分試験	受験資格
経験者採用試験（係長級（事務））	（略）	（略）
	府省合同Ｂ	試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに掲げる日から起算して当該各号に定める期間を経過した者 一～八　（略） 九　昭和23年文部省告示第47号第20号から第24号までに規定する資格を取得した日　11年 十　昭和23年文部省告示第47号第25号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日　11年 十一～十九　（略）
総務省経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して12年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等、第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第１項若しくは第２項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校の専門課程若しくは職業能力開発大学校の専門課程若し

改正前

別表第４

種類ごとの名称	区分試験	受験資格
経験者採用試験（係長級（事務））	（略）	（略）
	府省合同Ｂ	試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに掲げる日から起算して当該各号に定める期間を経過した者 一～八　（略） 九　昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を取得した日　11年 十　昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日　11年 十一～十九　（略）
総務省経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して12年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等、第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第１項若しくは第２項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校の専門課程若しくは職業能力開発大学校の専門課程若し